

川口市敬老祝賀事業業務委託 仕様書

- 1 件 名 川口市敬老祝賀事業業務委託
- 2 委託期間 委託契約日から令和6年10月31日
- 3 委託場所 川口市内
- 4 発注数 7,340セット（転入により対象者数が増えた場合は必要個数（概ね100個以内）を対応するものとする。）※数量の確定は9月1日とし、数量に増減がある場合は、変更契約を結ぶこととする。
傘寿（80歳の方）5,160名・卒寿（90歳の方）2,180名
- 5 支払方法 業務完了一括払とする。
- 6 配送するハンドタオルの種類・外箱・梱包・数量等
 - (1) 1枚入り
 - (2) ハンドタオルの大きさは概ね、縦24cm×横24cm以上とし、綿100%で国産のものとする。
 - (3) ハンドタオルのデザインとして、川口市に関連するもの（川口市名・市の花・市の木・シンボルマーク・キュポラン等）を最低1点入れること。なお、川口市に関連するものが最低1点入っていれば、その他の柄が入ったデザインを作成しても構いません。
 - 基本デザインはありません。自由にデザインください。ただしデザイン画は1点のみとする。
 - その他の柄を入れた場合は、サンプル提出の際にデザインに関する説明書を提出すること
 - (4) 外箱の大きさ（縦×横）は、(5)の市長メッセージカード【A6サイズ（10.5cm×14.8cm）】よりも大きいものとし、高さは、1cm以上とする。
 - (5) 長寿支援課の用意する市長メッセージ【別紙NO.1：A6サイズのカード（折畳不可）】及びチラシ【別紙NO.2：A4サイズチラシ（折畳可）】入り梱包とし、メッセージ及びチラシは外箱の中に封入する。
 - (6) 長寿支援課の用意する市長メッセージ及びチラシは、7月末までに受託者に渡します。
 - (7) 外のし（参考：別紙NO.3）を受託者が準備し梱包した上側に付ける。
 - (8) 上記のうえ、配送用包装又は宅配袋等を使用すること。
- 7 配送方法 等
 - (1) 配送期間 9月1日から9月30日（敬老の日を目途に実施）までとする。
 - (2) 配送先 本事業の対象者宅（原則として川口市の区域内とする）。
配送先の情報は、7月上旬に7月1日時点の情報をCSV形式で提供し、7/1～9/1までの変更情報を9月上旬に提供する。
 - (3) 配送における諸注意
 - ア 市の指示後配送を開始し、期日までに配送を終了させるため、配送に関する計画書を作成し、計画に基づいて業務を履行すること。
 - イ 配達には追跡可能な配送方法とする。
 - ウ 配送前に事前連絡を希望している高齢者等については、必ず事前連絡を行うこと。
 - エ 配送時において、本人、家族等の受取者が不在の場合または居住者が不明の場合は、不在通知等を残し、後日受取者が連絡を取ることができるようにすること。なお、不在の際は盗難やプライバシー等を考慮し、屋外に商品のみを置いておくことはせずに持ち帰ること。ただし、上記イを条件にポストインも可とする。
 - オ 居住者不明等に関する配送ドライバー等からの問合せは、配送事業者と受託事業者と間で行

うことを基本とすること。

カ 配送時において、転出や死亡等の変更情報を得た場合は速やかに市に報告すること。

キ 配送時において、本人、家族の体調不良等、明らかに通常と異なる状態が見受けられた場合は、速やかに適切な対応をするとともに、市に報告すること。

ク 上記配送業務が速やかに遂行できるよう、配送時の注意点をマニュアル化し、配送担当者に周知しておくこと。

ケ 本業務を行うにあたり知り得た一切の個人情報を保護するとともに、契約終了後においても漏えいしてはならない。また、これら個人情報の取扱いに際しては、法人内部においても取扱方針、規程等を設けるとともに情報資産の取扱いにかかる指導に努めること。

コ その他、調整や確認が必要となる場合などは、随時市と連絡を取ること。

(4) 配送等の特例

特別の理由があると認められる場合は、川口市の区域以外（以下「市外」という。）へ配送するものとする。

8 経費の負担

業務の実施に必要な機材等にかかる費用は、すべて受注者の負担とする。

9 個人情報の保護等

個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

10 その他

(1) 本事業で発生した事故による一切の損害及び責任は受託者に帰属し、利用者並びにその家族に損害を与えた場合、受託者は誠意をもってその処理にあたるものとする。

(2) 配送業務については、特別の理由のある場合を除き第三者への再委託は禁止する。

(3) 市は、本業務において必要があると認めるときは、受託者に対し調査及び監査をすることができる。また、市は、利用者から苦情等があった場合は、業務の改善等を受託者に対して要請することができる。

(4) 契約時の製品をサンプルとして1セット市に提供するものとする。

(5) 受託者は、契約時に業務実施計画書及び業務行程表を市に提出すること。

(6) 受託者は、市の求めに応じて、配送履歴等の利用者情報を提出できる体制整備を行うこと。

(7) その他、仕様書に定めのない疑義が生じた場合は、長寿支援課と十分に協議を行った上で作業を進めること。

11 問合わせ先

川口市役所福祉部 長寿支援課生きがい対策係 048-259-7651(直通)

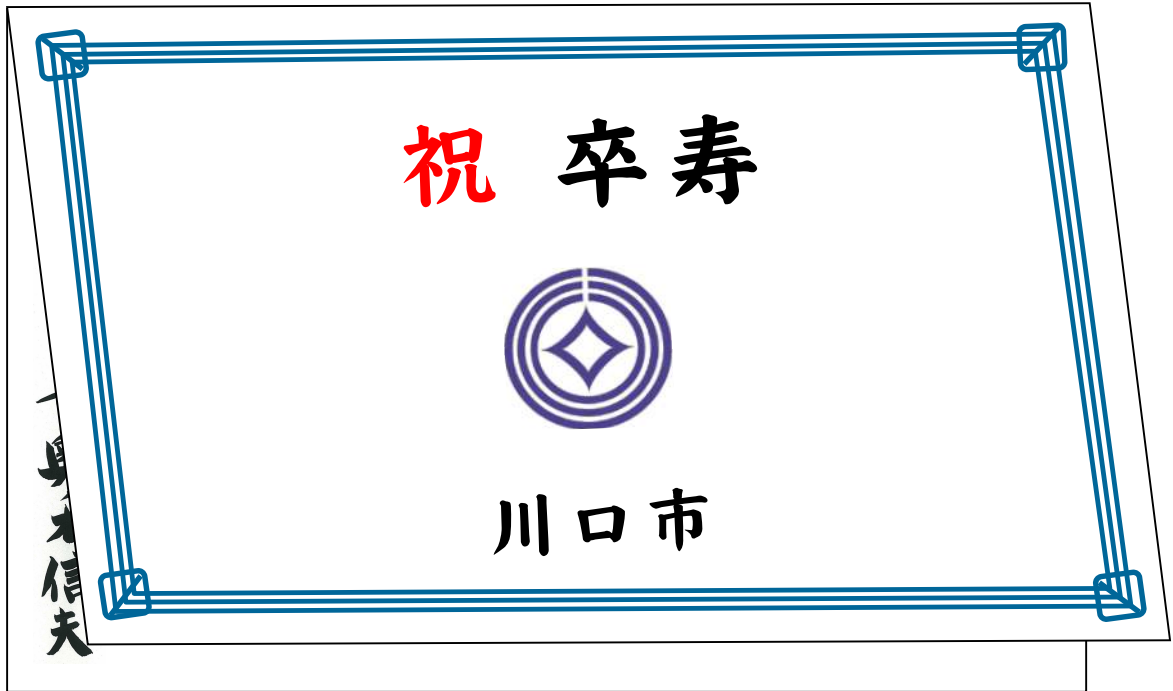
別紙 NO.1

市長メッセージ：

A 5 サイズを半分に折り、A 6 サイズにしたカード

※カードは長寿支援課が作成、下記カードのデザインはサンプル)

※梱包時にカードを更に折ることは不可・80 歳（傘寿）用と 90 歳（卒寿）用あり



別紙 NO.2

チラシ：A 4 サイズ両面（カードは長寿支援課が作成、下記チラシのデザインは昨年を見本）

※チラシは梱包時に折畳可・80 歳（傘寿）用と 90 歳（卒寿）用あり

教室名	内容	実施時期	場 所	費 用	申込み・問合せ
お口の健康教室 目からウロコの お口の健康法。	ゲームや体操などを取り入れて、お口の健康を保つ方法を楽しく学びます。 自分のかむ力、飲み込む力、歯の状態、変化もわかります。	① 4月～ 6月 ② 7月～ 9月 ③ 10月～12月 ④ 1月～ 3月 全6回 (3か月間：月2回ペース)	公民館等	無料	お住まいの地域の 地域包括支援センター (裏面)に お問合せください。
健康運動教室 運動に自信がなくて も大丈夫です。 たった10回でも体 の変化を感じます！	筋力トレーニングやバランストレーニング、ストレッチ等を楽しく・飽きることなく体験できます。 1回目と9回目に体力チェック！	① 4月～ 6月 ② 7月～ 9月 ③ 10月～12月 ④ 1月～ 3月 全10回 (3か月間：週1回ペース)	公民館、 スポーツセンター 民間のスポーツジム等	無料	
生き生き デイサービス	健康ミニ講座、体操歌、ゲームなど	各会場 月3回程度	ただら荘等 (11か所)	無料 ※ただら荘利用に 100円必要	川口市役所 長寿支援課 生きがい対策係 TEL 259-7651
健康アップ教室	腰痛・膝痛・転倒・ 骨折対策プログラム 健康講話	7～ 9月 10～12月 1～ 3月	公民館等	800円 (保険料)	※生き生きデイサービス については、各公民館 だよりをご覧ください。 ※詳細については、実施 の前月の広報かわぐち をご覧ください。

別紙 NO.3

80歳は傘
90歳は卒

祝
} ○
寿



川
口
市